

# 新型コロナウイルス感染症における 中小企業向け政策一覧

2020年4月27日（月）時点

東京海上日動火災保険株式会社

東京海上日動あんしん生命保険会社

（株式会社ライトアップ監修）

本資料は新型コロナウイルス感染症に関して、経済産業省等が実施している主な中小企業支援策をまとめたものです。（2020年4月27日（月）時点）各制度は随時変更や締切を迎える可能性がありますので、最新情報は各制度の発行元サイトをご覧ください。

本資料に掲載の融資制度・助成金・補助金に関する無料相談窓口を設置いたしました。

【雇用調整助成金等の主な中小企業支援策の無料相談窓口】

電話番号：0120-392-050（株式会社ライトアップ内）平日10：00～18：00

# 中小企業向け 新型コロナウイルス政策一覧

## 融資制度

### セーフティネット保証4号・・・P3

【対象】全国の中小企業、売上高が前年同月比20%以上減少の場合等  
【保証】一般保証とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証

### セーフティネット保証5号・・・P4

【対象】指定業種の中小企業。売上高が前年同月比5%以上減少の場合等  
【保証】一般保証とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の80%を保証

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付・・・P5

【対象】一時的な業績悪化をきたし、最近1か月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少等  
【金利】信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げ  
【限度額】中小事業3億円、国民生活事業6,000万円

### 特別利子補給制度・・・P6

【対象】「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者で、一定の要件を満たす場合  
【利子】中小事業1億円、国民生活事業3,000万円まで利子補給

## 助成金・補助金・給付金（人材関連・設備投資関連）

### 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金《東京都》・・・P7

【対象】常時雇用者が2名以上かつ999名以下で都内に本社または事業所を置く中小企業等、且つ、都が実施する「2020TDM推進プロジェクト」に参加していることにより借入を行った中小企業者で一定の要件を満たす場合  
【助成額】テレワーク環境整備費用250万円

### 時間外労働等改善助成金（テレワークコース）・・・P8

【対象】新規でテレワークを導入、且つ、労災保険適用中小企業事業主  
【助成額】テレワーク用通信機器の導入・運用等の取組みに100万円

### 雇用調整助成金・・・P9

【対象】雇用保険の適用事業主  
【助成額】休業・教育訓練・出向を行い労働者の雇用維持を図った場合、1人当たり1日8,330円まで、1年間に100日までを限度に助成

### IT導入補助金（臨時対応）・・・P10

【対象】中小企業・小規模事業者等  
【補助額】IT導入による業務効率化などを支援ために30～450万円を補助

### ものづくり・商業・サービス補助金・・・P11

【対象】中小企業等  
【補助額】革新的サービス開発・生産プロセス改善等の設備投資等を支援するために最大1,000万円を補助

### 小規模事業者持続化補助金・・・P12

【対象】小規模事業者  
【補助額】働き方改革等制度変更に対応するため、経営計画を作成しそれらに基づいて行う販路開拓等の経費の一部を補助。最大50万円。

### 小規模事業者持続化給付金・・・P13

【対象】中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業主  
【給付額】新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給。

## 新型コロナウイルス対策政策一覧

2020年4月27日（月）現在の情報です

各制度は随時変更や締切となる可能性があります、最新情報は各制度の発行元サイトをご覧下さい。

### ■融資制度

#### セーフティネット保証4号

対象者	1. 災害指定を受けた地域で1年以上事業を営んでいる中小企業（Covid-19は全国の企業が対象） 2. 最近1か月間の売上高又は販売数量が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることが条件
金額	普通保証2億円まで、 無担保保証8000万円まで、無担保無保証人保証2000万円まで
概要	信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度
受給までの流れ	1. 本店所在地の商工担当課等に認定申請書2通を提出 2. 認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込む ※保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそいかねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
問い合わせ先	・最寄りの信用保証協会 ・中小企業金融相談窓口 電話：03-3501-1544(直通) ・中小企業庁事業環境部金融課 電話：03-3501-1511 FAX：03-3501-6861
その他	2020年2月28日発表

## セーフティネット保証 5号

対象者	<p>1. 指定業種に属する事業を行っており、最近 3 か月間の売上高等が前年同期比で 5%以上減少</p> <p>※時限的な運用緩和として、2 月以降直近 3 ヶ月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と 売上高見込みを含む 3 ヶ月間の売上高等の減少でも可</p> <p>例) 2 月の売上高実績+3 月、4 月の売上高見込み</p> <p>2. 指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）</p> <p>※指定業種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3/31 までに指定された業種（リスト集約） <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200331_1_5gou.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200331_1_5gou.pdf</a></li> <li>・ 4/10～追加分 <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200410_5gou.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2020/200410_5gou.pdf</a></li> </ul>
金額	<p>普通保証 2 億円まで</p> <p>無担保保証 8000 万円まで、無担保無保証人保証 2000 万円まで</p>
概要	<p>信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で 80%保証を行う制度。</p>
受給までの流れ	<p>1. 登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地の市町村の商工担当等に認定申請書 2 通を提出</p> <p>2. 認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込むことが必要です。</p> <p>※保証協会または金融機関による審査の結果、ご希望にそいかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。</p>
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最寄りの信用保証協会</li> <li>・ 中小企業金融相談窓口</li> </ul> <p>電話：03-3501-1544(直通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業庁事業環境部金融課</li> </ul> <p>電話：03-3501-1511</p> <p>FAX：03-3501-6861</p>
その他	<p>3 月 13 日更新 4 号と併用可能、ただし上限枠は合算計算</p>

### 新型コロナウイルス感染症特別貸付

対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方</p> <p>①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方</p> <p>②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高</p> <p>b 令和元年12月の売上高</p> <p>c 令和元年10月～12月の売上高平均額</p> <p>※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応</p>
金額	中小企業 3億円まで、国民生活事業 6000万円まで
概要	<p>日本政策金融公庫等が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者（事業性のあるフリーランスを含む）に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施</p> <p>（無担保融資です）</p>
受給までの流れ	<p>直接貸付になります。</p> <p>日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。</p>
問い合わせ先	<p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505</li> <li>・沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785</li> </ul> <p>【土日祝日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）</li> <li>・沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795</li> </ul>
その他	<p>次ページの特別利子補給制度と併用することで、中小企業は1億円、国民生活事業は3000万円まで三年間実質無利子になります。</p> <p>（2020年3月19日時点の情報です）</p>

## 特別利子補給制度

対象者	<p>「新型コロナウイルス感染症特別貸付」「新型コロナウイルス対策マル経融資」「危機対応融資」等により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方</p> <p>①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし</p> <p>②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少</p> <p>③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少</p> <p>※小規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員 20 名以下</li> <li>・卸売業、小売業、サービス業は従業員 5 名以下</li> </ul>
金額	<p>中小企業 1 億円まで、国民生活事業 3000 万円までの利子相当額</p> <p>借入後の当初 3 年間が対象</p>
概要	<p>日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を行う</p>
受給までの流れ	<p>未定（事業者が利子を払った後に補給されるか、事業者が利子を払わずに直接金融機関に支払われるかは自治体によって異なります）</p>
問い合わせ先	<p>中小企業金融相談窓口 03 - 3501 - 1544</p> <p>※平日・休日 9 時 00 分～17 時 00 分</p>
その他	<p>新型コロナウイルス感染症特別貸付等と併用することで、上記金額までは実質無利子になります。</p> <p>公庫などの既往債務の借り換えも対象</p> <p>2020 年 4 月 27 日現在、手続き等の詳細は未定です。</p>

■人材関連の補助

事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京都）

対象者	以下の両方を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・常時雇用する労働者が2名以上かつ999名以下で、都内に本社または事業所を置く中堅・中小企業等</li> <li>・都が実施する「2020TDM 推進プロジェクト」に参加していること</li> </ul> ※現在も参加受付中
金額	250万円（補助率10/10） 満額利用を想定すると100社分を予定
概要	感染症の拡大防止及び緊急時の事業継続対策として在宅勤務等を可能とする情報通信機器等の導入によるテレワーク環境の整備費用を助成します。
受給までの流れ	申し込み→審査→支給決定→助成事業の実施・完了→実績報告書作成・提出→審査→助成額の確定→請求書作成・提出→助成金の振込
問い合わせ先	公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係 電話番号：03-5211-2397（平日9時～17時）※平日12時～13時、土日・祝日、年末年始を除く
その他	2020年4月27日時点の情報です。 5/12 公募締切 予算の範囲を超える申請があった場合等、申請受付期間内でも受付を終了することがあります。

**時間外労働等改善助成金（テレワークコース）**

対象者	<p>以下を両方満たす中小企業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主</li> <li>・労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること</li> </ul> <p>（※） 試行的に導入している企業も対象です</p>
金額	100 万円（補助率 1/2）
概要	<p><b>【助成対象の取組】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用</li> <li>・就業規則・労使協定等の作成・変更</li> <li>・労務管理担当者に対する研修</li> <li>・労働者に対する研修、周知・啓発</li> <li>・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等</li> </ul> <p>※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません</p> <p><b>【主な要件】</b></p> <p>事業実施期間中に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成対象の取組を行うこと</li> <li>・テレワークを実施した労働者が1人以上いること</li> </ul>
受給までの流れ	申請書・事業計画書などを提出→審査・交付決定→取り組みを実施→事業実施期間終了後、支給申請→審査・支給決定→助成金受け取り
問い合わせ先	<p>テレワーク相談センター（電話：0120-91-6479）</p> <p>上記のフリーダイヤルが繋がらない場合には、以下の番号でも受け付けます。（5月31日まで）</p> <p>電話：03-5577-4724、03-5577-4734</p>
その他	2020年4月27日時点の情報です

**雇用調整助成金（新型コロナウイルス特例あり）**

対象者	雇用保険の適用事業主
金額	一人あたり一日 8330 円まで
概要	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。</p> <p><b>【新型コロナウイルスの影響を受ける事業主への特例】</b>          休業等の初日が、令和 2 年 1 月 24 日から令和 2 年 7 月 23 日までの場合に適用します。</p> <p>① 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とします。</p> <p>② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、          ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とし、          イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度 日数までの受給を可能とします（支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません）。</p> <p>③ 休業等計画届の事後提出が令和 2 年 6 月 30 日まで可能</p> <p>④ 生産指標（売上高等 5%減）の確認対象期間を 3 か月から 1 か月に短縮</p> <p>⑤ 雇用指標（最近 3 か月の平均値）が対前年比で増加している 場合も対象</p> <p>⑥ 事業所設置後、1 年未満の事業主も対象。</p> <p><b>【緊急事態宣言を発出して活動自粛を要請している地域の特例】</b></p> <p>① 助成率を大企業 2/3、中小企業 4/5 に引上げ</p> <p>② 非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象</p>
受給までの流れ	事業の縮小→労使間協定・休業の計画→計画の届け出→休業等実施（事後の計画届け出も可能です）→支給申請→審査・支給決定
問い合わせ先	最寄りの都道府県労働局
その他	<p>更なる拡充となる予定</p> <p>2020 年 4 月 27 日時点版の経済産業省発行          「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」より</p>

■設備投資関連の補助

**IT 導入補助金（臨時対応）**

対象者	中小企業・小規模事業者等
金額	30～450 万円
概要	<p>IT 導入による業務効率化などを支援する補助金。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を鑑み、在宅勤務制度（テレワーク）の導入に取り組む事業を優先的に支援する。</p> <p>予め登録されている IT ツール（及び IT 導入支援事業者）から選んだツールの導入費用が補助される。</p> <p>※臨時対応分は、昨年度の登録 IT ツール（IT 導入支援事業者）から選ぶ形になります。</p>
受給までの流れ	<p>IT 導入支援事業者へ問い合わせ→IT 導入支援事業者と IT ツールの選定・相談・商談→IT 導入支援事業者と共同で申請手続き→審査・交付決定→IT ツールの契約・導入・支払い→事業実績報告の作成・提出→補助金確定・交付→事業実施効果報告</p>
問い合わせ先	<p>サービス等生産性向上 IT 導入支援事業 コールセンター</p> <p>0570-666-424 042-303-9749</p>
その他	2次公募は5月下旬受付開始予定

ものづくり・商業・サービス補助金

対象者	中小企業等
金額	最大 1000 万円（補助率：中小企業 2/3・小規模事業者 2/3）
概要	<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するもの</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受けて、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を加点措置や申請要件緩和等によって優先的に支援します。</p> <p>また、新型コロナウイルス対策経費が全体の 1/6 を占める場合には「特別枠」として、中小企業の補助率が 1/2 から 2/3 に増額されます。</p> <p>対象経費：機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費等</p>
受給までの流れ	G ビズ ID の取得→電子申請システムで事業計画書を作成・提出→審査・採択→交付申請→補助事業実施→実績報告→確定審査・交付額決定→補助金の請求→事業化状況報告
問い合わせ先	<p>ものづくり補助金事務局サポートセンター</p> <p>受付時間：10:00～12:00、13:00～17:00／月曜～金曜（祝日除く）</p> <p>電話番号：050-8880-4053</p>
その他	<p>2020 年 4 月 27 日時点版の経済産業省発行</p> <p>「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」より</p> <p>3/31 一次締切、その後も 5 月の二次締切～21 年 2 月の 5 次締切まで予定</p>

### 小規模事業者持続化補助金

対象者	小規模事業者
金額	最大 100 万円（補助率：2/3）
概要	<p>小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大等)等に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するもの</p> <p><b>【一般型】</b>          最大 50 万円、補助率 2/3          事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均 1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30 円以上」を満たすこと等を 加点要件とします。          6/5 二次締切（21 年 2 月の 4 次締切まで予定）</p> <p><b>【コロナ特別対応型】</b>          新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために行う販路拡大の取組が対象          最大 100 万円、補助率 2/3          5/15 締切（5/15 以降も複数回の締切を設けて継続予定）          補助対象：店舗の改装、ホームページの作成・改良、チラシ・カタログの作成、広告掲載など          補助対象経費：①機械装置等費、②広報費、③展示会等出展費、④旅費、⑤開発費、⑥資料購入費、⑦雑役務費、⑧借料、⑨専門家謝金、⑩専門家旅費、⑪設備処分費、⑫委託費、⑬外注費</p>
受給までの流れ	経営計画書・補助事業計画書を作成→地域の商工会議所・商工会に計画書を提出→商工会議所・商工会が事業支援計画書を発行→事務局へ申請書類の提出→審査・交付決定→補助事業実行・実績報告書提出→補助金額確定・支払い
問い合わせ先	全国商工会連合会：03-6670-2540 日本商工会議所：03-6447-2389
その他	2020 年 4 月 27 日時点版の経済産業省発行 「新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ」より

■ 給付金

小規模事業者持続化給付金

対象者	中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主
金額	法人最大 200 万円、個人最大 100 万円
概要	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>【給付対象者】 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で 50%以上減少している者</p> <p>【給付額】 前年の総売上(事業収入) — (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月) ※上記の算出方法により、法人は 200 万円以内、個人事業者等は 100 万円以内を支給</p>
受給までの流れ	詳細未定 (決定次第、経済産業省 HP など公表)
問い合わせ先	<p>中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183</p> <p>※平日・土日祝日 9時00分～17時00分</p>
その他	<p>2020年4月20日時点版の経済産業省発行 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」より 令和2年度の補正予算の成立を前提としているため、事業内容が今後変更等されることがあります。</p>

【雇用調整助成金等の主な中小企業支援策の無料相談窓口】

電話番号：0120-392-050（株式会社ライトアップ内）

平日 10：00～18：00

【注意事項】

- 法人・個人事業主向け相談窓口となります。
- 各自治体が独自に対応している支援策は対象外となります。
- お電話がつながりにくいことがございますが、電話番号を通知しておかけいただければ、折り返しお電話させていただきます。

# リンク集

**Q. 都道府県、市町村など各自治体の支援策を知りたい。**

- A. 中小企業基盤整備機構が運営する情報発信サイト「J-Net21」にて、各自治体の支援策をまとめております。

 <b>J-Net 21</b> 経営課題を解決する羅針盤	<a href="https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje0000085bc.html">https://j-net21.smrj.go.jp/ support/tsdlje0000085bc.html</a>	
---	--	---

**Q. 農林漁業者が活用できる資金繰り支援について知りたい。**

- A. 農林水産省HPでは、資金繰りが困難な農林漁業者の皆様向けの資金繰り支援策を紹介しております。

<a href="https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/index-7.pdf">https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ attach/pdf/index-7.pdf</a>	
--	--

**Q. 政府系金融機関、信用保証協会のHPを確認したい。**

- A. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国信用保証協会連合会HPでも、支援策を紹介しております。

 <b>JFC 日本政策金融公庫</b>	<a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/ saftynt/covid_19.html</a>	
 <b>商工中金</b> 人を助る。未来を助る。	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/disaster/corona.html">https://www.shokochukin. co.jp/disaster/corona.html</a>	
 <b>JFG 全国信用保証協会連合会</b>	<a href="https://www.zenshinhoren.or.jp/model-case/keiei-shisho.html">https://www.zenshinhoren.or.jp/ model-case/keiei-shisho.html</a>	